

# News Release

2021年8月30日 株式会社ADEKA

# 当社所有建屋の解体工事に伴う土壌・地下水調査結果の公表について

株式会社ADEKA(代表取締役社長:城詰 秀尊)は当社所有敷地内(東京都荒川区)の一部建屋の解体工事計画に伴い、土壌・地下水調査を行った結果、「土壌汚染対策法」(以下、「法」)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、「条例」)において定められた基準値を超える物質が検出(以下、「汚染」)されました。つきましては、調査の概要と今後の対応について、下記の通りお知らせいたします。

今後、汚染区画の浄化及びモニタリングの継続実施等、行政当局のご指導のもと対応・対策を講じてまいります。

記

#### 1. 調査概要

調 査 対 象 地:株式会社 ADEKA 所有敷地(地図は「別紙1」ご参照)

東京都荒川区東尾久8-3-14(旧研究棟)

東京都荒川区東尾久8-3-18(旧事務棟、旧機材等倉庫)

調査対象面積:1,249 平方メートル

調 査 期 間:2019年7月~2020年12月

調 査 項 目:第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)全12物質

第2種特定有害物質(重金属等)全9物質第3種特定有害物質(農薬等)全5物質

調 査 区 画:13区画(調査対象地を10メートル格子で分割)

#### 2. 調査結果

今回の調査により、調査対象地(土壌溶出量、土壌含有量、地下水)において法指定基準ならびに 条例の基準を上回る汚染が確認されました(調査結果は「別紙2」ご参照)。

これを受けて、調査した 13 区画のうち基準値以上の土壌汚染が検知された 11 区画は、汚染の除去などが不要な「形質変更時要届出区域」に指定されました。また、東京都の調査の結果、井戸等地下水の摂取経路が無いことが確認されております。

なお、指定された11区画のうち、クロロエチレンが第二地下水基準を超過した1区画は、東京都条例により監視及び対策が必要な「地下水汚染拡大防止区域」に指定されました。

# ADEKA Add Goodness

# News Release

#### 3. 汚染による影響

汚染が判明した場所は、現在建物が立地し周囲はコンクリート舗装されているため、汚染土壌の 飛散や流出の恐れはありません。

また、東京都による調査の結果、用地近傍に井戸等地下水の摂取経路はありませんので、周辺の生活環境への影響はないものと考えております。

## 4. 汚染発生の推定原因

検出された鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ほう素及びその 化合物は、当社及び当社グループ会社にて実験等に使用していた履歴があり、当社事業に起因 する可能性が考えられます。

検出されたシアン化合物、トリクロロエチレン、クロロエチレンは当社及び当社グループでの 使用履歴はありませんでした。

#### 5. 今後の対応

行政当局のご指導のもと、対応・対策を講じてまいります。

周辺住民の皆様におかれましては、ご心配をおかけしておりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

■本リリースについてのお問い合わせ先

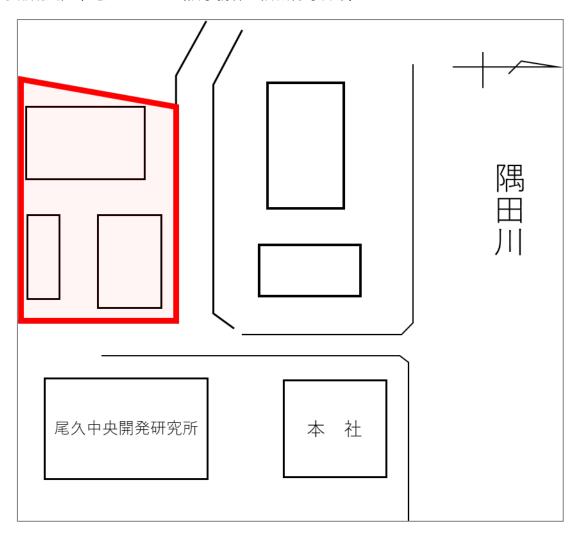
株式会社ADEKA 法務・広報部 総務・広報グループ Tel:03-4455-2803

# 別紙1:調査対象地 地図

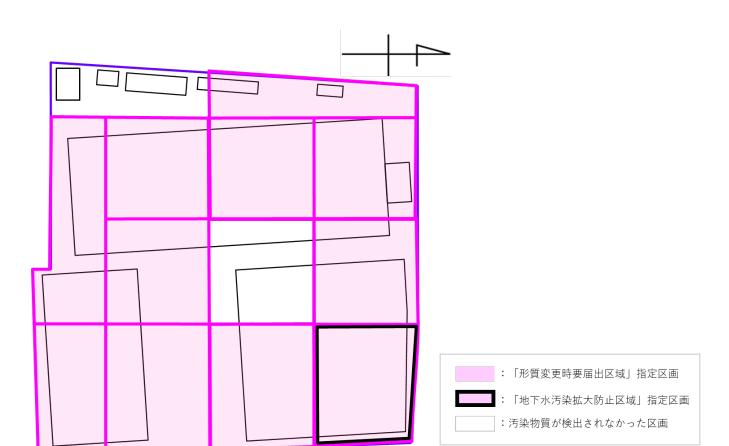
# 株式会社ADEKA所有土地

東京都荒川区東尾久 8-3-14 (旧研究棟)

東京都荒川区東尾久 8-3-18 (旧事務棟、旧機材等倉庫)



以上



## 別紙2:当社所有建屋の解体工事に伴う土壌・地下水調査結果

# (1) 土壌溶出量

調査項目のうち、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、トリクロロエチレン、クロロエチレンが下表の通り基準値(法の指定 基準及び条例の汚染土壌処理基準)を超過しました。

項目	基準値超過データ数	最大値	基準値	最大汚染倍率
	(超過数/試料数)	(A)	(B)	(A/B)
シアン化合物	1*1/13	0.13 mg/ℓ	不検出	1.3*2
鉛及びその化合物	3/13	0.025 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ	2.5
砒素及びその化合物	2/13	0.025 mg/ℓ	$0.01~\text{mg}/\ell$	2.5
フッ素及びその化合物	4/13	1.8 mg/ℓ	0.8 mg/ℓ	2.3
ほう素及びその化合物	2/13	1.9 mg/ℓ	1 mg/ℓ	1.9
トリクロロエチレン	2/36	0.20 mg/ℓ	0.03 mg/ℓ	6.7
クロロエチレン	6/36	0.039 mg/ℓ	0.002 mg/ℓ	19.5

\*1:シアンの基準値超過データは定量限界 0.1mg/ℓ 以上の試料数をいう。

\*2:シアンの最大汚染倍率は基準値として定量限界 0.1mg/ℓ を使用。

# (2) 土壌含有量

調査項目のうち、鉛及びその化合物が下表の通り基準値(法の指定基準及び条例の汚染土壌処理 基準)を超過しました。

項目	基準値超過データ数	最大値	最大値    基準値	
	(超過数/試料数)	(A)	(B)	(A/B)
鉛及びその化合物	6/13	670 mg/ℓ	150 mg/ℓ	4.5

### (3) 地下水

調査項目のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、クロロエチレンが、下表の通り 基準値(法の地下水基準)を超過しました。またクロロエチレンは条例で規定された第二地下水 基準値を超過しました。

項目	基準値超過データ数	最大値	基準値	第二地下水基準値	最大汚染倍率	
	(超過数/試料数)	(A)	(B)	(C)	(A/B)	(A/C)
砒素及び	1/2	0.012 mg//	0.01 mg/0	0.1 mg//	1.3	0.13
その化合物	1/2	0.013 mg/ℓ	0.01 mg/ℓ	0.1 mg/ℓ	1.5	0.13
ほう素及び	2/2	1 F mg/0	1 mg/0	10 mg/0	1.5	0.15
その化合物	2/2	1.5 mg/ℓ	1 mg/ℓ	10 mg/ℓ	1.5	0.15
クロロ	1/3	0.15 mg/ℓ	0.002 mg/ℓ	0.02 mg/ℓ	75	7.5
エチレン	1/3	0.15 mg/ e	0.002 mg/ €	0.02 mg/ Ł	75	ر. ؍

地下水調査の結果、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、クロロエチレンの基準超過が認められた区画の地下水流向(想定:南西から北東)の下流側にあたる敷地境界の地点において、ほう素及びその化合物、クロロエチレンが、下表の通り基準値(法の地下水基準)を超過しました。またクロロエチレンは条例で規定された第二地下水基準値を超過しました。

項目	基準値超過データ数	最大値	基準値	第二地下水基準値	最大汚染倍率	
	(超過数/試料数)	(A)	(B)	(C)	(A/B)	(A/C)
ほう素及び その化合物	1/1	2.7 mg/ℓ	1 mg/ℓ	10 mg/ℓ	2.7	0.27
クロロ エチレン	1/1	0.15 mg/ℓ	0.002 mg/ℓ	0.02 mg/ℓ	75	7.5